

健康宣言事業の標準化について

標準化の目的

健康宣言事業の開始から6年が経過し、今後は取組の質の更なる向上、協会けんぽによるサポート体制の強化を図ることを目的として、これまで支部ごとに異なっていた登録基準等を全支部で統一する「標準化」を令和4年度より開始いたしました。

既に健康宣言事業にご登録いただいている事業所様につきましては、「標準化」による基本モデル（新たな健康宣言のモデル）への切り替えに伴い、健康宣言登録シートの再提出依頼を行ってまいります。

変更点 ①

今回同封している「**健康度診断（事業所もしくは業態別）**」を確認し、自社の健康課題を把握したうえで健康宣言の登録が必須となります。

健康宣言登録シートを再提出いただく際は、必ずご確認願います。

変更点 ②

健康宣言を行う上での必須項目である「**健康診断の実施**」および「**特定保健指導の利用**」の数値目標は次のとおりとなります。

定期健康診断の目標（受診率）

- ・被保険者（本人）は**100%**
- ・被扶養者（家族）は**50%**

特定保健指導の目標（実施率）

- ・サポート初回は**100%**
- ・サポート完了は**50%**

変更点 ③

健康宣言書のデザインについては、次のとおり変更となります。

健康宣言登録シートを再提出いただいた事業所様には、後日郵送いたします。



健康宣言登録シートの再提出がない場合

期日までにご提出がない場合は、**健康宣言事業への登録が取消**となります。

登録が取消になると、青森支部ホームページに掲載の健康宣言事業所一覧からの削除や青森県の「健康経営認定制度」および国等の「健康経営優良法人認定制度」への申請・更新ができなくなるなど、様々なデメリットがございますのでご注意ください。